

議案第16号

清水町立学校に学校支援委員を設置する条例を廃止する条例
の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町立学校に学校支援委員を設置する条例を廃止する条例

清水町立学校に学校支援委員を設置する条例(平成14年清水町条例
第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。